

平成23年

# 秋季全国火災予防運動が実施されます！

11月9日(水)から11月15日(火)まで

全国統一防火標語

『消したはず 決めつけないで もう一度』

市消防本部で実施する主な行事は、次のとおりです。

- ① 広報車などによる火災予防広報
- ② 大型店舗・危険物施設等への立入検査
- ③ 空地の枯草除去依頼

市民の皆様、ご協力をよろしくお願いします。

## 小松島市消防団 分団員募集中！

我が家は自分たちで守る

小松島市内に居住、または勤務している方 興味のある方は、市消防課（☎ 32・0119）、または最寄りの各消防分団までお問い合わせください。

分団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導などに従事し、市民の命を守るために活躍しています。

### 【入団資格】

18歳以上から45歳未満で、



### ◎住宅用火災警報器が鳴ったとき

まずは周囲を確認して、慌てず行動しましょう。

# もう取り付けましたか？住宅用火災警報器

6月1日からすべての住宅に付けられました。住宅用火災警報器の設置が義務すでに設置済みの方も、定期的に点検をお願いします。

### ◆火災の場合

- ・火元を確認しましょう。
- ・『煙が少し出ている』『炎が少し見える』場合は、消火器などで消してください。

- ・『煙が充満している』『炎が天井まで立ち上っている』場合は、すぐに避難し、周囲に火災の発生を知らせてください。
- ・119番通報を忘れずに。

### ◆火災でない場合

- ・異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。

### ○警報音の止め方

- ・警報器に付いている警報停止ボタンや、ひもを引くなどして警報音を止めることができます。詳しくは、取扱説明書を確認してください。

### ○火災以外でも警報音が鳴る場合の例

- ・調理時に大量の煙や湯気が発生したとき。
- ・くん煙式殺虫剤を使用したり、スプレー式殺虫剤が直接かかるとき。

販売店やメーカーに問い合わせなせをしてください。

設置に関するお問い合わせなどは、市消防本部（☎ 32・0119）または住宅防火推進協議会「住宅用火災警報器相談室」（フリーダイヤル 0120・565・911）まで。

